才 保 社 第 3412 号 令和5年(2023年)10月10日

各高齢者施設・事業所管理者 様

北海道オホーツク総合振興局 保健環境部社会福祉課長

令和5年度末までに経過措置期間が終了する令和3年度介護報酬改定における 改定事項について (周知)

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び 老人保健課から連名で通知がありましたので、お知らせします。

令和3年度介護報酬改定において、国事務連絡に添付の別紙1に掲げる事項については、 令和5年度末(令和6年3月31日)までに経過措置が終了する予定となっており、当該経過 措置の終了まで約6ヶ月となりましたので、その運用に御留意願います。

担 当:事業指導係 石岡(主査 [保険指導])

電話: 0152-41-0690 (内線: 3844) メール: ishioka.ryouta@pref.hokkaido.lg.jp